

「会津磐梯山エリア」地域の宝磨き上げ事業業務委託仕様書（案）

第1 目的

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が _____ 以下「乙」という。）に委託する「会津磐梯山エリア」地域の宝磨き上げ事業に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

第2 委託業務期間

委託契約締結の日から令和6年3月22日（金）までの期間

第3 委託業務の内容

会津磐梯山共創しごとづくりラボの運営

1 対象地域

事業の対象地域は、北塩原村・磐梯町・猪苗代町の磐梯山周辺3町村（以下「会津磐梯山エリア」という。）とする。

2 委託業務の目的

会津磐梯山エリアは、磐梯山の噴火により生まれた雄大な風景、数々の湖沼、多種多様な生態系、山岳信仰等の文化、温泉等の地域資源がある。こうした地域資源を生かした観光関連産業が盛んであり、特に宿泊業・飲食サービスを主要産業として発展してきた地域である。

しかし、新型コロナウイルス感染症により、全国的に宿泊業・飲食サービス業が甚大な影響を受けており、会津磐梯山エリアの旅行・宿泊事業者、体験事業者、飲食事業者等の地域事業者等（以下「地域事業者等」という。）は危機的な状況にあることから、地域事業者等のしごとづくりを支援し、地域産業を活性化させる必要がある。

このため、地域事業者等が主体となり、専門的な技術やノウハウを持った専門家等の力を活用しながら、魅力ある地域資源を「地域の宝」として磨き上げ、地域事業者等のしごとを活かした商品開発・改良等に取り組む。

本委託業務では、当該目的を達成するため、会津磐梯山共創しごとづくりラボ[※]を設置する。

※ 会津磐梯山共創しごとづくりラボ：地域事業者等が主体となって行う商品開発・改良の過程における支援及び開発・改良後の商品の販路拡大に向けた実証や分析、情報発信等を行う。

3 商品の概要

- (1) 新たに開発・改良する商品の数：5件以上
- (2) 商品のテーマ：SDGsに関する探究学習型の教育旅行商品
- (3) 商品のターゲット：県内と近隣県の小・中学校及び上記テーマの関心が高い高等学校の教育旅行客

4 商品の開発・改良のための実施内容

(1) 情報発信

新たな地域事業者等の参画や地域資源の掘り起こしの促進及び会津磐梯山エリアへの教育旅行客の誘客を図るため、令和3年度及び令和4年度の商品開発・改良等の実績等について情報発信し、商品の利用を促すこと。

方法については、甲が管理するWEBサイト「学べる磐梯山」への掲載や地域事業者等へのDMなど効果的な情報発信ができる媒体を使用すること。

なお、令和5年度に開発・改良した商品は、乙が有するネットワークにおいて商品の情報を周知し、商品が継続して利用されるよう努めること。

(2) 事前調整

開発・改良が想定される商品については、事前に地域事業者等と調整し、地域事業者等のしごとを活かした地域資源や商品のターゲット・ニーズを整理すること。

また、商品の開発・改良等の伴走支援を行う専門家等については、地域事業者等のニーズを的確に把握できることなど能力・実績等を考慮し、甲と協議のうえ適切な人材を選定すること。

(3) 地域体験交流会の開催

地域事業者等及び専門家等とのマッチングや商品の開発・改良についての検討や研修を目的とした地域体験交流会を2回開催すること。内容は次のとおり。

ア 開発・改良を想定している地域資源の現地体験

地域事業者等及び専門家等が会津磐梯山エリアの自然や農業、食・文化などの商品となりうる地域資源を実際に体験する。

イ ガイド研修会の実施

アの地域資源の現地体験とあわせて、ガイド力向上を目的としたガイド研修を実施する。体験した地域資源の総合的なガイドや案内方法など、商品の伝え方について専門家等による解説やアドバイスを行う。

ウ 地域事業者等及び専門家等との交流

現地体験及びガイド研修会を通して感じたことの見解交換や課題の共有などを行う交流会を開催する。

また、事業者間の連携強化や伴走支援に向けて、地域事業者等及び専門家等とのマッチングを行う。

(4) 専門家等による伴走支援

魅力ある地域資源を「地域の宝」として磨き上げ、地域事業者等のしごとを活かした商品を開発・改良するにあたり、専門家等が支援する仕組みを用意すること。

ア ヘルプデスクの設置

地域事業者等からの質問や課題点等について、メール等で随時対応すること。

イ 専門家派遣の実施

商品の開発・改良の過程及び開発・改良後の商品の販路拡大に向けて、専門家等による企画支援や実践スキルの開発（ガイドの心得やノウハウに関するフィールド

ワーク・研修等)を実施すること(複数の商品を組み合わせることで一度に実施することも可能)。

(5) 実証事業

販路拡大に向けて開発・改良後の商品の実証事業を行うこと。内容は次のとおり。

ア ファムトリップの実施

- ・実証事業の数：5件以上
- ・実施内容：開発・改良をしている又はした商品を実際に体験してもらい、アンケート調査を行う。アンケート調査では、商品等の内容に関するニーズや販売に向けた課題、販路等についての分析を行うこと。
- ・実施回数：商品の内容に応じて適切な時期に実施することとし、2回以上実施すること(複数の商品を組み合わせることで一度に実施することも可能)。
- ・参加者：県内及び近隣県等の旅行会社の教育旅行営業担当者、教員及び日本修学旅行協会会員等の学校関係者等とし、1回あたり5人とすること。
- ・日程：1泊2日

イ 広告効果測定

(1)で行った情報発信の効果を測定すること。

方法については、情報発信の前後におけるWEBのアクセス数の解析や掲載元への問合せの数等により、発信した商品等の情報に対する認知調査・分析を行うこと。

(6) 中間報告会及び成果報告会の開催

(1)～(5)までの取組・結果等について、中間報告会及び成果報告会を開催すること。

当該報告会では、進捗状況や成果等について商品毎に報告を受け、その後の円滑に事業を進めるための講評を行うものとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、中間報告会の実施が困難な場合は、書面による報告を可能とする。

(7) 事務局機能

会津磐梯山共創しごとづくりラボの運営を行うこと。具体的には、下記のとおりとし、ア～ウの状況について1か月に1回以上甲と打合せを行うこと。

ア 企画・運営

イ 地域事業者等との連絡・調整

ウ 各商品の進捗状況や課題点の確認及びアドバイスの実施

第4 事業成果の把握・とりまとめ

下記の点についてとりまとめ、実績報告書(第6の1)により報告すること。

1 事業実施内容(各商品の概要、事業実施に関する経過及び成果)

- 2 実証事業による検証結果（事業成果に対する分析・課題の記載、持続可能な取組とするための方法の記載等）
- 3 開発・改良した商品等の販路についての分析

第5 総括責任者

乙は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

第6 成果品

- 1 実績報告書（正副本 1 部ずつ）
なお、それぞれの事業実施後、速やかに実施状況報告を行うこと。
- 2 各事業を実施するうえで制作した印刷物や電子データがある場合、その一式
- 3 各事業を実施するうえで撮影した写真・動画に係る電子データがある場合、その一式

第7 提出書類

乙は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 1 契約締結後に速やかに提出するもの
 - (1) 着手届
 - (2) 総括責任者通知書
 - (3) 実施工程表（任意様式）
 - (4) 業務実施体制図（任意様式）
 - (5) その他、甲が業務の確認に必要と認める書類（任意様式）
- 2 業務完了後に速やかに提出するもの
 - (1) 完了届
 - (2) 収支決算書（任意様式）
 - (3) 成果品（第6の1～3）
 - (4) その他、甲が業務の確認に必要と認める書類（任意様式）

第8 業務の進め方

- 1 乙は業務着手に先立ち、甲と協議・調整のうえ、実施工程表を提出すること。
- 2 本業務の円滑な進捗を図るため、乙は甲と協議しながら作業を進めること。
- 3 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のもの除き、甲に帰属するものとする。
- 4 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
- 5 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。

6 業務の一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

7 疑義に関する協議等

本仕様書において明示のない事項は、関係諸法令及び福島県財務規則によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度甲と協議するものとする。